



ふらっと通信

2017年
12月号

社会福祉法人 藤沢育成会 相談支援プラザ
〒252-0812 神奈川県藤沢市西俣野 410
☎0466(80)5250 Fax0466(82)7321
<http://www.f-ikusei.or.jp>

ふらっとでは地域の行事にも参加をしております。今秋は **9月に藤沢市民祭り、10月に六会公民館ふるさと祭り**に参加させていただきました。今号では、藤沢市民祭りのことを参加した相談員よりご報告です📧

昨年に引き続き、今年も相談新事業所ふらっとの相談員が2名、介護福祉士会の介護相談に参加させていただきました。9月24日の1日だけで約30件以上のご相談をお受け致しました。また、藤沢市で作成している障がい者に関する普及啓発の冊子「こころのバリアフリーハンドブック」を100部配布することができました。



介護に関するだけでなく、精神障害や知的障害の当事者の方のご相談も複数ありました。お元気そうに見える方でも、立ち話の中から実はご家族の病気や障がいなどで悩みを抱えているとご相談くださいました。また、一人暮らしの高齢者の方で「私は元気なので介護など早い」と話される方も、話を伺ううちに「実は体調不良の時に一人でどうすればよいか困ったことがあった」などのお話をしてくださる方もいました。

介護サービスの利用に限らず、地域で互いに支え合うことは、すべて「相談する」ことからスタートしていると思います。藤沢市民祭りで多くの方が気軽に立ち寄って相談してくださる姿を見て、「困った」「辛い」と人に話せる場所がある事、「相談」の大切さを強く実感致しました。

来年度以降も継続していけることを願っています。

藤沢市民祭りも六会公民館ふるさと祭りも、とても沢山の人で賑わってありました。多くの方にふらっとの存在を知って頂けると、とても嬉しく思います！

ふらっとちゃんです！
寒さも本格的になってきましたね！ノロウィルスやインフルエンザなど感染症の怖い時期です！
うがい、手洗いで予防をしていきましょう😊





成年後見人とは、加齢や認知症といった病気等になり判断能力が低下した時に、その判断を代わりに行う人の事です。特に、判断能力の低下は財産や資産管理に大きな影響を及ぼすので、正常な判断が難しい本人に代わって財産を管理することは本人の財産を守るために非常に重要なこととなります。

この成年後見人制度には“法定後見制度”と“任意後見制度”の2種類があり、判断能力が低下する前と後で利用する制度が異なり手続きを行う場所も異なります。

“法定後見人制度”は本人の判断能力が低下した後に申し立てを行う制度となります。法定後見人制度は後見・保佐・補助の3段階に分けられており、本人の判断能力の程度によって段階が決められます。手続きを行う場所は、家庭裁判所で、後見人になるのは家庭裁判所から選任された人となります。また、申請の手続きができるのは原則として、4親等以内の親族・本人・市町村長、これらの人となります。

任意後見人制度は判断能力が低下する前に利用できる制度であり、つまり、今元気な人が利用できる制度となります。任意後見制度の手続きを行うのは、家庭裁判所ではなく公証役場であり、後見人には本人の希望者、すなわち本人にとって信頼できる人となります。

様々な場所で成年後見制度の説明会を行っているので、ぜひ一度ご参加ください😊



職員から✿今号はいがらし相談員

みなさまはじめまして😊 今年度から、ふらっとに異動になりました五十嵐です。

7月から研修を受け、9月に相談支援専門員の資格をもち仕事しております。

さてみなさん、「相談」ってどんな印象をお持ちですか？私は当初、相談というと「堅苦しい」「改まってすることではない」など、ネガティブな印象を持っていました。しかし、相談者の方と関わっていくことや、職場の先輩方と話をしていくうちに、「**相談はどこにでもありふれていて、その人が生きていくための一歩になることがあるかも**」と思うようになりました。私も沢山の人の「相談」をしながら生きています。家族や友人、職場の上司・先輩・同僚など、、相談者の方々にとって私たち相談員もその内の一人になれると嬉しいです。

次号は、やすだ相談員へバトンタッチ♪